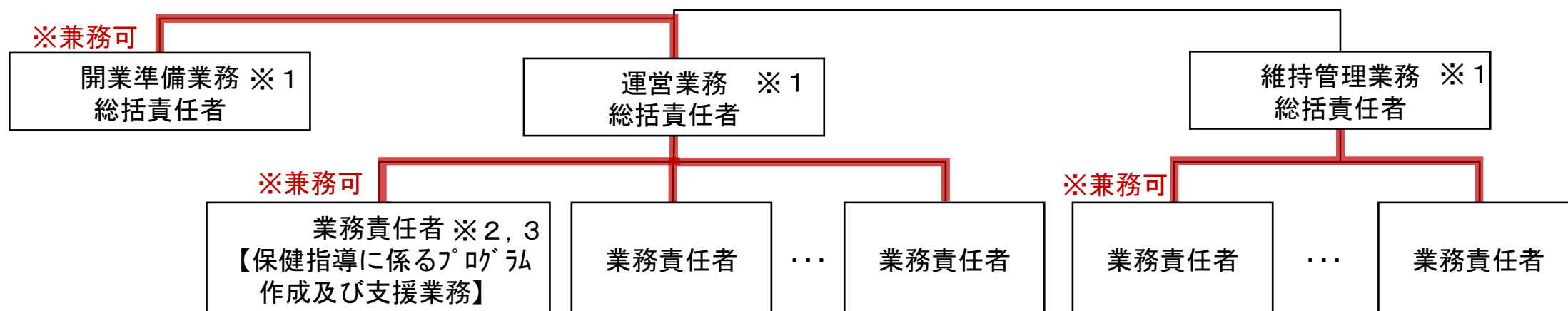


### 資料3 実施体制図

#### 1. 各種責任者の配置について



※1：業務を主体的に行う企業が直接雇用する正社員とすること

※2：医師、保健師、管理栄養士のいずれかとすること

※3：常勤とすること

#### 2. 有資格者の配置について

下記業務の業務に当たる者は有資格者とする。

業務項目		業務に当たる者
人材派遣業務	(地区) 健康運動教室等	適宜、市が求める人材を明確に理解し、可能な限り適切な有資格者等を講師等として派遣する。 ・健康運動指導士 ・管理栄養士 等
保健指導に係るプログラム作成及び指導業務	特定保健指導業務 (動機付け支援業務)	下記のいずれか ・医師 ・保健師 ・管理栄養士
	特定保健指導業務 (積極的支援業務)	下記のいずれか ・医師 ・保健師 ・管理栄養士
	生活習慣病予防支援業務	有資格者の配置は必須ではないが、必要に応じて有資格者を配置する。 ・保健師 ・管理栄養士 ・健康運動指導士 等
	糖尿病運動指導業務	下記のいずれか ・保健師 ・管理栄養士 ・健康運動指導士 ・理学療法士
特定高齢者を対象とした介護予防に係るプログラム作成及び指導業務	地域リハビリテーション活動支援事業	・理学療法士 (必須)
	短期集中予防サービスC	・理学療法士 (必須) ・看護職員 ・介護職員 等